

無担保・延滞金なし

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方[※]は、最大1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。(徴収猶予の特例)

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

※対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる県税

・ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する自動車税(種別割)、法人二税、個人事業税、不動産取得税などほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

申請手続等

・ 納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)までに申請が必要です。
・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

★上記のほか、裏面のQ & Aも参考にしてください。

Q 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・ 「事業等に係る収入」とは、基本的には納税者の経常的な収入のことですので、法人であれば売上高が、個人の方であれば事業の売上、給与収入、不動産賃料収入などがこれに当たります。
- ・ 個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

Q 国から受け取った各種給付金は「事業等に係る収入」に含まれますか。

- ・ 国や都道府県などから支給される各種給付金（特別定額給付金、持続化給付金等）は臨時的な収入に該当しますので、「事業等に係る収入」に該当しません。

Q 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・ 黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

Q 徴収猶予の特例について、電子申請はできますか。

- ・ eLTAXによる電子申請が可能です。詳しくは、地方税共同機構のホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp/news/01689>）を御覧ください。

Q 法人県民税・事業税の中間申告分についても、徴収猶予の特例の対象になりますか。

- ・ 中間申告分についても徴収猶予の特例の対象となります。この場合の猶予期間は、確定申告期限までとなります。
なお、仮決算による中間申告を行うことにより、納税額そのものを減額することができますので、御検討ください。

Q 1年間の猶予期間が終わったら、一括で納付しなければなりませんか。

- ・ 特例については延長できませんが、猶予期間終了時点での状況により、2年目において一般の徴収猶予や換価の猶予を受けることができる場合がありますので、事前に御相談ください。